

BIZOOL 規約

BIZOOL 規約（以下「本規約」という。）は、本規約が掲載されたお申込書のお申込者（以下「お客様」という。）が、株式会社ヴィクセス（以下「弊社」という。）から購入するソフトウェアあるいはパソコンと、弊社又は弊社提携会社が提供するサービス、それらに付帯して弊社が特典として提供する商品のパッケージに関する契約の条件を定めるものです。なお、本規約の制定をもって、IT Solution パック規約及び N's サービス規約（以下、併せて「旧規約」という。）は、旧規約に基づき生じた債権債務を除き、その効力を失い本規約が適用されるものとします。

第1章 パッケージに関する条項

第1条（パッケージの構成）

1. 本規約に基づき弊社がお客様に提供するパッケージ（以下、「本パッケージ」という。）は次のとおりとします。
 - (1) お申込書に記載されたときは、そのパソコン及び周辺機器（以下「本件機器」という。）
 - (2) お申込書に記載されたときは、そのソフトウェア（以下「本件ソフト」という。）
 - (3) お申込書に記載されたときは、本件機器の設置・設定サービス
 - (4) お申込書その他弊社所定の書面に記載されたときは、お客様が現在ご利用中の旧機器であるOA機器やソフトウェア（以下「旧機器等」という。）などを廃棄するサービス
 - (5) お申込書その他弊社所定の書面に記載されたときは、お客様からの委託に基づき旧機器等に関するリース契約解約代行を行うサービス
 - (6) お客様の選択に応じてお申込書に記載されたときは、該当する各種の「IT導入支援サービス」
 - (7) お客様の選択に応じてお申込書に記載されたときは、該当する各種の「IT継続支援サービス」（以下、IT導入支援サービスと総じて「本サービス」という。）
 - (8) お客様の選択に応じてお申込書に記載されたときは、弊社提携会社が提供する提携サービス
2. 本件機器あるいは本件ソフトは、お申込書記載のお客様の選択に応じて、別途お客様が申し込まれるリース会社とのリース契約（以下「本件リース契約」という。）に基づきお客様にリースされるか、クレジット会社との立替払契約（以下「本件クレジット契約」という。）に基づき弊社からお客様に販売されるか、弊社からお客様に販売し、その代金を分割して受領することを条件とする契約（割賦販売（以下「本件割賦契約」という。）を含む）をするものとします。
3. 本条第1項（3）（4）のサービス（以下「附帯サービス」という。）は、本規約に基づく契約が有効に成立することを条件に弊社がお客様に対価の定めなく提供するものとします。
4. IT導入支援サービスは、本規約に基づく契約成立後、弊社がお客様に1回もしくは所定の回数に限ってお客様に提供する各種のサービスです。IT導入支援サービスは各種サービス

毎に定額の料金とし、お申込書記載のおお客様の選択に従って一括又は分割で支払われるものとします。支払方法は全額もしくは弊社が承認した所定の割賦金額を弊社が指定する日（当日が金融機関休業日のときはその直前の日）までにお客様から弊社の指定する金融機関口座に振込送金する方法（振込手数料はお客様負担とします）その他弊社の指定する方法によるものとします。

5. IT継続支援サービスは、本規約に基づく契約成立後、弊社がお客様に毎月所定の回数もしくは継続的に提供する各種のサービスです。IT継続支援サービスは各種サービス毎に月額定額料金又は月額の上限額を定めた料金（合わせて以下「月額の料金」という。）を弊社が定めた日に支払うものとします。IT継続支援サービスの種類によっては月額料金に加えて定額の初期費用を支払うことを要します。その支払方法・支払時期・支払額はお申込書その他弊社がお客様に通知することで特定するものとします。なお、支払われた料金は如何なる理由があっても払い戻しません。
6. 前2項の料金の支払は、原則として銀行引落（もしくは弊社が指定する会社による口座振替）にてお支払いいただくものとします。なお、その他の支払方法または支払期日を弊社が指定したときは、指定した方法でお支払いいただくものとします。
7. 弊社は、契約更新時期に月額料金の改定をすることがあります。この場合、弊社はおお客様に対して契約更新時期の1ヶ月前までに改定された月額料金を通知するものとします。
8. 提携サービスに関する定めは、各々サービス提供元が定める規約に従うものとします。
9. 提携サービスの契約関係はおお客様とサービス提供元との間において成立するものであり、弊社は提携サービスの契約関係、サービス内容等に一切関わりがなく、いかなる責任も負わないものとします。

第2条（申込みと契約の成立）

1. お客様から弊社に対する書面による特段の意思表示がない限り、お客様は、本規約で対象とする事業者であり、本パッケージは、お客様の「営業のために若しくは営業として」かつ「商行為として」用いられているものであるものとします。
2. お客様は、本パッケージの申込みを希望する場合は、弊社に対し弊社所定の方法で利用の申込みをするものとする。この場合、以下の事項をあらかじめ弊社に届け出るものとします。なお、以下の事項を変更しようとする場合は、予め弊社所定の方法で届け出て、弊社の承諾を得るものとします。
 - (1) 商号（屋号）、本店、代表者氏名及び住所
 - (2) その他弊社が指定する事項
3. 弊社はお客様の申込みに対し、以下の各号に該当する場合は、お客様の申込みを拒絶することができるものとし、お客様は当該拒絶に一切の異議の申し立てその他請求ができないものとする。なお、拒絶した理由について弊社はお客様に開示する義務は一切負わないものとします。
 - (1) お客様の申込内容に虚偽の事実の記載があったとき。

- (2) お客様が弊社の提示する利用料金などの支払いを怠る恐れがあると弊社が判断したとき。
 - (3) お客様がお客様以外の本パッケージの利用者に対し何らかの損害を与える可能性があるとして弊社が判断したとき。
 - (4) 弊社のシステム運営上または技術上お客様の本サービスの利用に著しく困難があると弊社が判断したとき。
 - (5) お客様が本パッケージを利用することにより本パッケージの運営上その妨げとなる可能性があるとして弊社が判断したとき。
 - (6) お客様及びその関係者が、弊社の競合他社等、事実上の秘密を調査する目的で契約を行おうとしていることが判明した場合
 - (7) 上記（１）から（６）の各号以外に弊社が独自の判断基準でお客様の本パッケージの利用が弊社及びお客様以外の本パッケージの利用者に不利益であると判断したとき。
4. 弊社が前項の申込みを承諾した場合、本契約は成立し、弊社は本規約の条項に基づき、本パッケージを提供するものとします。この場合、弊社所定の通知をお客様に何れかの連絡方法（Web（ウェブ）、電子メール、郵送、FAX等）にて発信した日から本パッケージを利用できるものとし、本規約に基づく料金を支払うものとします。
 5. 弊社は、本条第1項の申込みを承諾した場合においても、以下の各号の事由に該当する場合は、契約成立後にお客様の利用を停止し、本件機器あるいは本件ソフトの返却、お客様が表示したウェブサイトの削除その他必要な措置をとることができるものとします。
 - (1) 本規約その他弊社及びお客様の間で締結された契約に違反した場合
 - (2) 本条第1項における弊社への届出事項に関し、虚偽の事実の記載がなされていた場合
 - (3) その他弊社の判断により、利用停止等の措置をとることが適切であると判断した場合

第3条（本規約の範囲）

1. 本規約は本パッケージの提供に関する弊社とお客様の契約条件及び了解事項を全て記載しており、それ以前になされた口頭又は書面による全ての契約、取決め及び通信は、本規約に基づく契約の締結によってその効力を失うものとします。本規約に基づく契約は、お客様が弊社所定の書面で届け出て、弊社が書面による承諾をした場合を除き、変更又は修正できないものとします。
2. お客様が弊社に本規約に基づく契約を申し込むにあたり同時もしくは近接した時期にお客様に提供する商品・サービスに関する契約（以下「追加契約」と総称します）を締結する場合、追加契約（追加契約に基づくサービスを含む）の瑕疵や、追加契約に関する取り決め・うたい文句などに起因して、お客様が弊社に対して法的に何らかの請求ができる場合であっても、そのすべての場合において、そのことを理由として本規約に基づく契約を解除したり、本件リース契約、本件クレジット契約の解除をすることはできず、本規約の定めに従って解決するものとします。
3. 本規約に基づく契約は、お客様が弊社に本規約に基づく契約を申し込むにあたり同時もしくは

は近接した時期に締結する本件リース契約、本件クレジット契約とは、別個独立の契約であり、本件リース契約、本件クレジット契約と一体をなすものではありません。

第4条（特典）

1. 弊社は、本規約に基づく契約を締結するお客様に限り、本規約に基づく契約が有効に成立することを条件にお申込書に記載された特典を無償で提供するものとします。
2. 前項の条件を満たさず特典の提供が「不正競争防止法」「不当景品類及び不当表示防止法」に抵触するときは、特典の提供は契約締結時に遡って効力を失うものとします。この場合お客様は直ちに特典の内容である物品を弊社の指定する場所に返還し、弊社は特典の内容であるサービスの提供を中止するものとします。
3. 特典であるサービス提供に関する瑕疵について、弊社は理由の如何を問わず金銭賠償義務を一切負わないものとします。
4. 特典であるサービスがソフトウェアやパソコンの使い方の講習（以下「本件講習」という。）である場合において、本講習の有効期限は本規約が掲載されたお申込書が弊社に提出されてから6ヶ月とします。その期間を経過した場合、弊社はお客様に残余の本講習を提供しないものとします。その際、弊社は金品に換算した返還等の責任を負わないものとします。
5. 本講習実施当日にキャンセルされた場合、弊社においてその回は本講習実施が行われたものとして扱います。
6. 追加契約の対価が市価より大幅に安価であるときは、追加契約に基づくサービスについても「特典」として本条第2項及び第3項の適用があるものとします。

第5条（本件リース契約、本件クレジット契約）

1. 本件リース契約は、本件機器もしくは本件ソフト（両方の場合も含む）をリース会社からお客様に賃貸するものです。本件リース契約が何らかの理由により成立しなかったときは、弊社とお客様との間で本件機器もしくは本件ソフト（両方の場合も含む）に関して売買契約が成立しているものとします。この場合、当該売買契約はお客様が弊社に本規約に基づく契約をお申し込みになられた時点（弊社もしくはリース会社に本規約が掲載されたお申込書を提出された時点というものとします）で成立し、本件リース契約に基づく第1回リース料金がお客様からリース会社に支払われた時点で効力を失うものとします。
2. 本件クレジット契約は、お客様が弊社から本件機器もしくは本件ソフト（両方の場合も含む）を購入し、その購入代金につきクレジット会社に立替払いを委託するものです。本件クレジット契約が何らかの理由により成立しなかったときは、弊社とお客様との間で本件機器もしくは本件ソフト（両方の場合も含む）に関して、弊社に対し購入代金を支払う内容の売買契約が成立しているものとします。この場合、当該売買契約はお客様が弊社に本規約に基づく契約をお申し込みになられた時点（弊社もしくはクレジット会社に本規約が掲載されたお申込書を提出された時点というものとします）で成立し、本件クレジット契約に基づく第1回クレジット料金がお客様からクレジット会社に支払われた時点で効力を失うものとします。

3. 前二項の売買契約の売買代金は、弊社が別途指定する金額とし、その支払日は前項の売買契約が成立した後に弊社がお客様に通知する日とします。

第2章 本件ソフト、本件機器等に関する条項

第6条（本件ソフト）

1. 本件ソフトは、本件ソフトを提供するメーカー（以下「本件ソフトメーカー」という。）から弊社が仕入れて、お客様に販売（割賦販売を含む）するか本件リース契約の形態でお客様に提供するものです。
2. 本件ソフトは本件ソフトメーカーからお客様に使用許諾されるものであり、その詳細は各本件ソフトメーカーが別途定める使用許諾規約によるものとします。
3. 本件ソフトに障害・不具合・機能不全等があった場合、お客様と本件ソフトメーカーとの間で解決するものとします。また、本件ソフトをインストールしたことによって、コンピュータその他の機器、他のソフトウェア、データに生じた障害・不具合・機能不全等については弊社及び本件ソフトメーカーは責任を負わないものとします。
4. 前項の場合を含めて、本件ソフトの瑕疵に起因して本規約の定めにもかかわらずお客様が弊社に対して法的に何らかの請求をする事ができる場合であっても、そのすべての場合において、そのことを理由として本件リース契約、本件クレジット契約を解除することはできないものとし、弊社がお客様に損害賠償をする方法により解決するものとします。但し、その場合であっても弊社の損害賠償責任は、請求の原因を問わず、問題のあった本件ソフトの市価を限度とする金銭賠償か代替品の提供のうち、弊社が選択するほうに限られます。
5. 本件ソフトの中に、ASP方式（サーバファームと呼ばれるデータセンターでアプリケーションを一括稼働し、インターネットを利用してその機能を配信する方式）を利用しているものがあるときは、サーバファームへの接続ソフトなど物理的媒体に記録されて現実にお客様に交付される部分のみが本件リース契約もしくは割賦販売の対象となるものとします。
6. 前項のサーバファームは各本件ソフトメーカーもしくは弊社がお客様のために一定の期間運営するものであり、その詳細は各本件ソフトメーカーもしくは弊社が別途定める規約によるものとします。なお、前項のASPサービスの利用期間は前記規約もしくは各本件ソフトメーカーもしくは弊社とお客様間に別段の定めが無い限りサービスの提供を開始した日から起算して5年間を超えることはないものとします。

第7条（旧機器等の廃棄サービス）

1. 本件機器や本件ソフトを納品する際に弊社が撤去する旧機器等につきましては、撤去の日を含めて5日を経過した日に廃棄処理をいたします。お客様はこの廃棄処理に関する一切の事項を弊社に委託するものとし、弊社はこれを受託します。本項の廃棄処理をすることについては、廃棄物処理法上の責任を除き弊社はお客様に何らの責を負わないものとします。なお、廃棄処理に関する事項には、弊社の都合による再利用・材料のリサイクル・廃棄その他の目

的での業者への売却が含まれるものとします。

2. 前項の規定はお申込書その他の書面に記載された旧機器等のみならず、本件機器や本件ソフトを納品に際して弊社がお客様（お客様の従業員を含みます）から口頭で撤去を承った機器やソフトウェアについても適用があるものとします。

第8条（旧機器等に関するリース契約解約代行サービス）

1. 旧機器等がリース契約によりリース会社からお客様に賃借されているものである場合、弊社はお客様に代わって当該リース会社にリース契約（以下「旧リース契約」という。）解約の申込みをいたします。お客様はこのリース契約解約に関する一切の事項を弊社に委託するものとし、弊社はこれを受託します。旧リース契約の当事者たるリース会社が希望したときは、お客様の意思確認を要せず前条の規定に従って旧機器等は廃棄処理されるものとします。
2. 旧機器がリース契約によりリース会社からお客様に賃借されているものか否か、いずれのリース会社によるものかの確認（以下「リース確認業務」という。）の義務はお客様にあるものとします。誤って旧リース契約の対象でない物件として旧機器等を弊社が廃棄処分したときは、弊社がお客様からリース確認業務を承った場合であっても、廃棄処理をすることについては、廃棄物処理法上の責任を除き弊社はお客様に何らの責を負わないものとします。
3. 旧リース契約の解約による最後の月額リース料の支払い月は、弊社において本件リース契約に基づく第1回リース料金が支払われる月の前月となるよう調整いたしますが、万一解約が遅延した場合、お客様は旧リース契約に基づく月額リース料をそのままお支払いいただき、弊社からお客様に遅延したことにより余分に支払った月額リース料相当額を返金する方法によりこれを精算するものとします。
4. 旧リース契約解約の時期・手段・方法についてはそれぞれのリース会社の定めるところによります。これらのリース会社が解約書類などにお客様の捺印を求めたり添付書類の提出を求めたりした場合、お客様はこれに協力するものとします。お客様が協力頂かなかったことにより、お客様に損害が発生した場合、弊社はお客様に何らの責を負わないものとします。
5. 本条の規定はお申込書その他の書面に記載された旧機器等のみならず、本件機器や本件ソフトを納品する際に弊社がお客様（お客様の従業員を含みます）から口頭で撤去を承った機器やソフトウェアについても適用があるものとします。

第9条（本件機器・本件ソフトの設置・設定サービス）

1. 本件機器の設置・設定サービスは、梱包の開封・動作確認・インターネット接続設定・本件ソフトのインストールおよび簡単な操作説明を行う附帯サービスです。
2. 設置の不備は設置日から1ヶ月以内にお客様から弊社にご連絡下さい。軽微な調整・変更に関しては弊社において電話で対応させていただく場合があります。大幅な修正等が必要な場合には弊社がおお客様の元に訪問して再設定させていただきます。設置完了1ヶ月経過後にお客様において変更をご要望される場合は別途料金が必要となるものとします。本件機器に本件ソフトのみをインストールした状態で正常に動作するときは、本件機器及び本件ソフトの

設置は完了したものとし、お客様が従前お持ちのソフトウェアとの機能衝突があったときでも弊社は何ら責任を負わないものとします。

3. 弊社では、理由の如何を問わずお客様がお持ちのパソコン機器からのデータ移行・お客様が従前お持ちのソフトウェアの移行等を行いません。仮に弊社において任意にこれを行った場合でも、データの毀損・消失、ソフトウェアの動作の瑕疵等に関して弊社は何ら責任を負わないものとします。

第10条（サポート体制）

1. 本件機器、附帯サービス及び第5条6項に定める弊社運営のサーバファームについてのご質問等は、弊社サポートデスクをご利用頂けます。
2. 弊社のサポートデスクは、本件機器、附帯サービス及び第5条6項に定める弊社運営のサーバファームに関するお客様からの不具合等のお申し出に関して、障害箇所の特定・対応先の切り分けを電話にてうかがいます。
3. 弊社は、お客様からの事前承諾なく、カスタマーセンターのサポート体制、カスタマーセンターの受付時間を変更できるものとします。
4. お客様が独自にお求めになったソフトウェア、ハードウェアによる異状・不具合はサポート対象外となります。
5. 本件機器について、保守もしくはメンテナンスは別途弊社とお客様とで有償契約を締結しない限り行われたいものと、弊社はお客様からの保守もしくはメンテナンスのご要望に応ずる義務はないものとします。

第11条（本件機器の故障・修理）

1. 本件機器納入後に故障した場合は、当該機器を製造した各メーカーがそれぞれ別途定める規定に基づき無償修理をするものとします。但し、規定や製品によっては有償修理になる場合があり、その時はお客様と当該メーカーとの間で解決するものとします。
2. 製品の修理に係る運送費用は、お客様の費用負担となるものとします。

第12条（弊社の責任）

1. 本件ソフト、附帯サービス及び第6条5項に定めるASPサービスについて、良好な稼動がされなかった場合、弊社、本件ソフトメーカー、提携先企業は別途規約・契約等の定めがあるときはそれに従い、定めがないときでも合理的な範囲で復旧作業を行うものとします。
2. 前項の場合を含めて、本件ソフト、附帯サービス及び第6条5項に定めるASPサービスの瑕疵に起因して本規約の定めにかかわらずお客様が弊社に対して法的に何らかの請求をすることができる場合であっても、そのすべての場合において、そのことを理由として本件リース契約を解除することはできないものと、弊社がお客様に損害賠償をする方法により解決するものとします。
3. 前項の場合、弊社の損害賠償責任は、請求の原因を問わず次の各号の内容を限度とするもの

とします。

- (1) 本件ソフトに瑕疵があった場合は、瑕疵ある本件ソフトの市価を限度とする金銭賠償か代替品の提供のうち、弊社が選択するほう。
 - (2) 本規約第6条5項に定めるASPサービスに瑕疵があった場合は、瑕疵ある当該サービスの市価を限度とする金銭賠償か代替品の提供のうち、弊社が選択するほう。
但し、金銭賠償の額は第6条5項に定めるASPサービスの規約その他の定めにより提供することとなっている期間のうち残余月数分に相当する額とします。
4. 前各項の定めにかかわらず、弊社はいかなる場合（たとえ弊社がそれらの発生可能性について通知されていたとしても）であっても、弊社の責めに帰すことのできない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、第三者からの賠償請求に基づくお客様の損害および現金等を取り扱う機械に関して生じた現金等の喪失・毀損については、責任を負わないものとします。

第13条（本サービスの遂行）

1. お客様は、本サービスを円滑に遂行できるようにするための連絡、確認を行う担当者及びそのメールアドレス（もしくは電話・ファクシミリの番号）を弊社に届け出るものとします。また、弊社も本サービス遂行のための連絡、確認を行うメールアドレス（もしくは電話・ファクシミリの番号）をお客様に開示致します。
2. お客様及び弊社は、本サービス遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合、原則として第1項の連絡先に行うものとします。
3. 本サービスの遂行内容は、弊社所定の書面（内容を記載するものとします）をお客様が弊社に送付し、弊社がこれを受託したとき、あるいは弊社が弊社所定の書面に記載された業務に着手し、かつ、お客様がこれを確認したときに確定したものとみなすものとします。なお、これに代わりお客様と弊社間でファクシミリ又は電子メールにて内容を特定する方法により内容を確定することも妨げられないものとします。

第3章 IT導入支援サービス

第14条（IT導入支援サービスの種別）

IT導入支援サービスの種別は次の各号のとおりとします。

- (1) お客様の選択に応じてお申込書に記載されたときは、ドメイン登録申請代行サービス。
- (2) お客様の選択に応じてお申込書に記載されたときは、「ホームページ作成サービス」「ホームページデザイン加工サービス」「ホームページページ追加サービス」その他ホームページを作成及び加工並びにこれに付帯関連するサービス（以下「コンテンツ作成サービス」と総称します）のうち、何れかもしくは複数。
- (3) お客様の選択に応じてお申込書に記載されたときは、「リモートヘルパー」その他非対面による遠隔操作を可能とする専用ソフトウェアを利用したパソコンサポートサービス（以

下「リモートヘルパー」と総称します)。

- (4) お客様の選択に応じてお申込書に記載された 1 回もしくは所定の回数に限って提供される各種サービス。

第15条 (コンテンツ作成サービス)

1. 弊社がお客様に提供するコンテンツ作成サービスの内容は下記各号のとおりとし、お客様は弊社にこれを委託し、弊社はこれを受託するものとします。
 - (1) インターネットウェブサイトのコンテンツ (以下「本件コンテンツ」という。) の制作・加工・開発業務及びこれを所定のサーバにインストール、アップロード、設定する業務
 - (2) 前号に付帯関連する業務
2. お客様は、コンテンツ作成サービスの遂行にはお客様と弊社双方の共同作業及び分担作業が必要とされることを認識し、お客様の分担作業の実施に対して誠意をもって協力する義務があるものとします。

第16条 (コンテンツ作成サービス遂行単位)

本件コンテンツの容量・デザイン (画像を含む)・レイアウト・配色・使用色の数・文字数・フォント・総ページ数などの詳細な制約条件についてはコンテンツ作成サービスの種別毎に別途弊社が定めるところによるものとします。万一、現実にコンテンツ作成サービスの内容を確定する際に、当該内容がこの制約条件を超える作業を要することが判明したときは、弊社は別途料金をお客様に請求するものとします。

第17条 (お客様の分担作業)

コンテンツ作成サービスを遂行するためにはお客様は次の各号に定める分担作業を行わなければなりません。

- (1) 本件コンテンツ作成に必要な取材の協力
- (2) 本件コンテンツ作成にあたり弊社が中間成果について確認を求めたときは、これを確認すること。
- (3) 弊社がお客様に本件コンテンツを納入することの協力
- (4) その他、本規約の他の条項で定める事項及び弊社が要請した作業への協力

第18条 (本件コンテンツ作成)

1. 本件コンテンツ作成に必要な取材は、お客様の要望内容の確認等を行うため、弊社が別途提示するスケジュールに基づき行うものです。画像コンテンツの撮影は別途有償契約の締結が必要です。また、弊社は掲載する文章の起案は行いません。
2. お客様は弊社から取材依頼があったときは、無償で画像・文章・その他データなどの素材を提供し、別途弊社が定める制約の範囲内で具体的な要望を行って本件コンテンツ作成に必要な原稿 (以下「本件原稿」という。) を入稿するものとします。

3. お客様が、本件コンテンツ作成として、弊社に提供しようとする画像コンテンツや本件原稿等の情報やサービスに第三者の著作権その他の権利が含まれている場合は、何ら支障のないように必要な手続きを行った上で、弊社に対し、提供を行うものとします。
4. 本件原稿につき、内容等の誤り又はお客様の提供遅延によって生じた弊社のコンテンツ作成サービスの履行遅滞や瑕疵等の結果、及び合理的に相当と判断できる事由（一般的に制作に必要と思われる日数を要することによる遅延を含みますがこれに限りません）などによって生じた弊社のコンテンツ作成サービスの履行遅滞については、弊社はその責を免れるものとします。なお、本件原稿については本件コンテンツの納入後すみやかに弊社によって破棄もしくは消去するものとします。

第19条（中間成果の確認）

1. 本件コンテンツ作成業務の中間成果について弊社が必要と認めたときは、当該中間成果の制作作業が完了し次第随時、弊社はお客様に確認を求められることができるものとします。
2. お客様は前項の確認を弊社が中間成果の提示をした日から5日以内（以下「確認期間」という。）に行い、当該確認結果を弊社に交付するものとします。
3. お客様が弊社に対し異議の申し出をすることなく、前項の確認期間内に中間成果の確認を行わなかった場合、当該期間満了の日をもって、中間成果の確認が行われたものとみなすものとします。

第20条（納入）

1. 弊社は本件コンテンツが完成し次第、お客様が指定するサーバ内に本件コンテンツのデータをインストールし、閲覧可能な状態においた上でお客様に通知する方法によりお客様に納入します。なお、お客様指定のサーバが存在しない場合その他弊社がサーバにインストールできないと判断した場合、本件コンテンツは弊社が適宜選定する記録媒体（電磁的、光学的、電子的の何れかの記録媒体）に記録した上でお客様に送付する方法により納入するものとします。
2. 本件コンテンツの納入に際し、弊社はお客様に対して必要な協力を要請できるものとし、お客様は弊社から協力を要請された場合にはすみやかにこれに応ずるものとします。

第21条（検収）

1. 本件コンテンツについては、お客様は、弊社より納入を受けた日から10日以内（以下「検査期間」という。）に照合検査しなければなりません。本件コンテンツに何らの瑕疵が無い場合、お客様は弊社に対しその旨を直ちに通知するものとします。
2. 検査合格の通知がない場合であっても、検査期間内にお客様から書面による異議の申し出が無い場合は、検査期間の満了をもって検査に合格したとみなすものとします。

第22条（本件コンテンツの著作権）

1. 本件コンテンツのうち本件原稿に関する権利については本件顧客に帰属するものとします。
2. 本件コンテンツのうち、弊社が従前から有していたコンテンツ及び弊社がコンテンツ作成サービスの実施中新たに考案したコンテンツの著作権は弊社に留保されるものとし、弊社はこれらコンテンツをインターネット上で公開する目的で使用することをお客様に許諾し、お客様は本件コンテンツを自己が利用するために必要な範囲でこれらを著作権法に従って利用できるものとします。
3. 本件コンテンツのうち、お客様独自のコンセプト、アイデアに基づき弊社が制作したコンテンツの著作権は、お客様と弊社の共有（持分均等）とし、お客様及び弊社は相手方の同意を要することなく、著作権法に基づき自ら利用し、第三者に対し利用を許可できるものとします。なお、本項の適用があるものは、あくまで弊社の顧客に共通して利用可能となる普遍的なコンセプト、アイデアを指し、お客様が考案した名称やお客様が登録した特許・商標・意匠などはお客様固有の権利であることを確認します。

第23条（ウェブサイト関連サービス）

1. ウェブサイト関連サービスは原則としてそれぞれのサービス提供会社が行うものであり、この場合弊社は本規約が掲載された申込書の記述に従い「申請代行」のみを行うものとします。サービス提供会社がウェブサイト関連サービスを行うときは、弊社はいかなる場合（たとえ弊社がそれらの発生可能性について通知されていたとしても）であっても、サービス提供会社の債務不履行やウェブサイト関連サービスに起因してお客様に生じた一切の損害について何ら責めを負わないものとします。
2. サービス提供会社の商号は申込書その他弊社からお客様に行う通知により特定されるものとします。また、ウェブサイト関連サービスの提供条件についてはウェブサイト関連サービスの種別毎にそれぞれのサービス提供会社が別途定めるところによるものとします。
3. コンテンツ作成サービスとウェブサイト関連サービスを同時もしくは近接した時期に提供する場合、ウェブサイト関連サービスの提供は本件コンテンツの納入後に行うものとします。

第24条（リモートヘルパー）

1. リモートヘルパーは、お客様が直接利用しており、かつ、弊社がお客様の申請に基づき登録したパーソナルコンピューター（以下「登録PC」という。）に対して、インターネット回線を利用して登録PCの画面を共有して遠隔操作できる専用ソフトウェアの利用や、電話により、弊社のサービスセンターから登録PCの基本的な操作・設定方法あるいは不具合などの諸問題（以下「諸問題」と総称します）に関する技術的な指導または助言（以下「技術的措置」という。）を行うものです。なお、技術的措置には製品の使用上の不具合（バグ）であるという情報の提供や、問題の原因を究明または回避の為に有力な情報の提供も含むものとします。
2. リモートヘルパーの提供に関する事項（以下「リモートヘルパー事項」という。）は、リモートヘルパー提供に関するウェブページ（以下「リモートヘルパー管理画面」という。）上

に掲示するものとします。

3. 前項の掲示を行った後にお客様がリモートヘルパー管理画面にログインしてリモートヘルパーの利用をしたときは、お客様は掲示されたリモートヘルパー事項規約を承認したものとみなし、別段の規定がある場合もしくは変更時より適用があるものとしなければ齟齬が生じる場合を除いて契約時に遡って変更後の本規約が適用されるものとする。

第25条（ドメイン登録申請代行サービス）

弊社は本規約が掲載された申込書の記述に従いドメイン登録申請の代行を行います。お客様に割り当てられるドメイン名はドメイン登録機関（レジストラ）が割り当てるものであり、お客様はドメイン名の利用についてそれぞれのドメイン登録機関（レジストラ）が別途定める規定等に従うものとします。

第26条（IT導入支援サービスの有効期間）

IT導入支援サービスの有効期限は本規約が掲載されたお申込書が弊社に提出されてから3か月とします。その期間を経過した場合、弊社は未提供状態の個別のIT導入支援サービス（本件講習の場合は残余の講習とします）の一部又は全部についてお客様に提供しないこととすることを確定させ、お客様はこれに異議なく承諾するものとします。なお、該当するIT導入支援サービスの料金（もしくは残余部分の料金）については、返金することができるものとします。

第4章 IT継続支援サービス

第27条（IT継続支援サービスの種別）

1. IT継続支援サービスの種別は次の各号のとおりとします。
 - (1) お客様の選択に応じてお申込書に記載されたときは、共用サーバレンタルサービス。
 - (2) お客様の選択に応じてお申込書に記載されたときは、お客様のウェブページが検索エンジンサイトで特定のキーワードで検索をした際に上位に表示されるために有用な方法（以下「検索エンジン最適化」という。）に関するサービス（以下「SEO関連サポート」という。）。
 - (3) お客様の選択に応じてお申込書に記載されたときは、「WEB 更新サービス」など画像サイズの修正・保存、画像の差し替え作業、テキスト変更・追加などお客様のウェブサイトへの更新・メンテナンスに関するサービス。
 - (4) お客様の選択に応じてお申込書に記載されたときは、ソフトウェアレンタルサービス。
 - (5) お客様の選択に応じてお申込書に記載された毎月所定の回数もしくは継続的に提供される各種サービス。
2. IT継続支援サービスの提供区域は日本国内とします。

第28条（ユーザID及びパスワード）

1. お客様はユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとし、ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりお客様自身及びその他の者が損害を被った場合、弊社は一切の責任を負わないものとし、お客様のユーザID及びパスワードによる利用その他の行為は、全てお客様による利用とみなすものとし、
2. 第三者がお客様のユーザID及びパスワードを用いて、IT継続支援サービスを利用した場合、当該行為はお客様の行為とみなされるものとし、お客様はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとし、また、当該行為により弊社が損害を被った場合、お客様は当該損害を補填するものとし、ただし、弊社の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。
3. IT継続支援サービス利用におけるセキュリティ確保の為、弊社は、緊急の場合を含みいかなる場合であっても、電話によるユーザID及びパスワードの確認または再発行の請求には、応じません。紛失等によりユーザID及びパスワードの確認または再発行が必要な場合、お客様は、弊社が別途定める方法によりこれを請求するものとし、
4. 次の各号の場合、お客様は速やかに弊社に届出をしなければならないものとし、
 - (1)ユーザID及びパスワードを漏洩、紛失した場合
 - (2)ユーザID及びパスワードが第三者によって不正に使用された場合

第29条（禁止事項）

1. お客様は、IT継続支援サービス利用にあたって次の各号に定める行為を行ってはならないものとし、
 - (1) 弊社がIT継続支援サービス利用のためのウェブサイト上で適宜表示する方法により定めるIT継続支援サービス利用の制限事項に違反する行為
 - (2) 本規約第45条各号に該当するコンテンツに関連してIT継続支援サービスを利用する行為
 - (3) 弊社より提供された情報を本契約との関連性を持たないお客様の他事業及び第三者の事業に利用し又は第三者に譲渡すること。
 - (4) 業務上知り得た弊社に関する情報及び他の利用者に不利益な情報を第三者への付与・譲渡すること。
 - (5) 本サービスを第三者に賃貸すること。
 - (6) 弊社が行うビジネスモデルを盗用し又は同様のサービスを自ら行い又は、第三者を通じ、弊社と競業すること。
 - (7) 本サービスに利用しうる情報の改ざん及び有害なコンピュータープログラムの送信または書き込みをすること。
 - (8) 弊社または第三者の知的財産権を侵害し、またはその恐れのある行為。

- (9) 弊社または第三者を誹謗中傷し、その名誉を傷つける行為。
 - (10) 弊社または第三者の財産及びプライバシーを侵害、またはその恐れのある行為。
 - (11) 法令又は本規約に違反し、またはその恐れのある行為。
 - (12) 本サービスによるホームページ等の運用代行を第三者に依頼する際に弊社の指定する業者以外に依頼、委任、発注すること。
 - (13) その他上記に準ずると弊社が判断したもの
2. お客様は、IT継続支援サービスの利用に関連し生じた第三者との間の紛争または紛争のおそれの一切について、その性質にかかわらず、自らの責任と費用をもってこれを解決するものとし、弊社に迷惑をかけてはならないものとしします。

第30条 (IT継続支援サービスの料金)

1. IT継続支援サービスの始期・終期が月の半ばである場合であっても日割り計算は行わずお客様は当月分のIT継続支援サービス提供料金を支払うものとしします。
2. IT継続支援サービスの提供期間が経過する日前に本規約の基づく契約が解除された場合は、お客様は当該解除があった次の日から当該提供期間の末日までの期間に対応するIT継続支援サービスに係る料金の全額を、契約解除の日から2週間以内に一括して弊社に支払うものとしします。

第31条 (技術的条件)

共用サーバレンタルサービスにおける基本的な技術事項は、下記のとおりとしします。

(1) ドメイン名

お客様は公式登録されたドメイン名を取得している必要があります。

(2) ネームサーバ

本サービスをご利用いただくドメインのプライマリサーバ、セカンダリサーバ各1については、弊社の指定するサーバを提供します。

第32条 (共用サーバレンタルサービスの責任制限)

弊社が共用サーバレンタルサービスを提供すべき場合において、弊社の責に帰すべき理由により、お客様に対し共用サーバレンタルサービスを提供しなかったときは、共用サーバレンタルサービスを利用できないことを弊社が知った時刻から起算して、連続して72時間以上共用サーバレンタルサービスが利用できなかったときに限り、お客様からの請求により、当該サービスを利用できないことを弊社が知った時刻から当該サービスの提供が可能と弊社が確認した時刻までの時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に当該サービス料金の30分の1を乗じて算出した額を限度として損害の賠償をします。ただし、お客様が当該請求をし得ることとなった日から3か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、お客様はその権利を失うものとしします。

第33条（SEO関連サポートの内容）

1. SEO関連サポートの内容は次の各号のとおりとします。
 - （1）検索エンジン最適化に関する情報を提供するサービス。この提供の形式はメール、メールマガジン、ダウンロード形式などを含みますがこれらに限られないものとします。
 - （2）検索エンジン最適化に関する診断及びアドバイスをを行うサービス。
 - （3）検索エンジン最適化を実施した、あるいは検索エンジン最適化を考慮したコンテンツの制作・加工・開発を行なうサービス。なお、コンテンツはインターネットウェブサイトのデータ、文章、プログラムなどの形式などを含みますがこれらに限られないものとします。
 - （4）前号のコンテンツを所定のサーバにインストール、アップロード、設定するサービス。
2. 弊社は前項各号に分類される複数の個別メニューを用意し、個別メニューのうち複数種類をお客様に提供することを内容とする「プラン」を構成します。SEO関連サポートはプラン単位で提供し、プラン毎に料金を定めるものとします。
3. 本条第1項3号及び4号のサービスの提供に関する条件については本規約第16条から第22条及び第45条の規定を援用するものとします。この場合「本件コンテンツ」を「本規約第33条1項3号のコンテンツ」と、「コンテンツ作成サービス」を「SEO関連サポート」と、それぞれ読み替えるものとします。

第34条（提供頻度の制限）

1. SEO関連サポートの個別メニューの中には「3ヶ月に1回」というようにサービス提供頻度に月数の制限があるものがあります。その具体的内容は弊社が別途定めるところによるものとします。
2. SEO関連サポートの個別メニューにサービス提供頻度の制限があるときは、当該個別メニューは指定された月数（以下「本件指定月数」という。）だけSEO関連サポートの月額料金を支払わなければ利用できないものとします。
3. お客様が個別メニューについて本件指定月数を越えて利用しないときは、当該未使用月数を蓄積するものとします。この場合、特定の個別メニューについて未使用月数合計から本件指定月数を除いた数が、お客様が利用できる当該個別メニューの回数とします。
4. 前項の定めにかかわらず次の各号に該当するとき、お客様はSEO関連サポートの個別メニューの利用は出来ないものとします。
 - （1）理由の如何を問わずお客様がSEO関連サポート月額料金を支払わなくなったとき。この場合、SEO関連サポートの月額料金が最後に支払われた月の翌月1日をもって、お客様は未使用の個別メニューの提供を弊社に請求する権利を喪失するものとします。
 - （2）弊社が1ヶ月以上の期間を定めてSEO関連サポートの個別メニューを廃止することをお客様に通知したとき。この場合、当該期限が到来した日をもって、お客様は未使用の個別メニューの提供を弊社に請求する権利を喪失するものとします。
5. 前項2号の場合において、弊社の選択により廃止にかかる個別メニューの提供に代わり、廃止しない個別メニューを提供するものとする事ができるものとします。この場合、廃止す

る個別メニューと代わって提供する個別メニューの換算率は弊社が別途定めるところによるものとします。

第35条（SEO関連サポートの責任制限）

前条の定めにかかわらず、弊社がお客様に対してSEO関連サポートの個別メニュー提供債務の不履行に関して法的に何らかの賠償責任を負う場合、お客様からの請求により、弊社は次の各号の方法で算出した額を限度として損害の賠償をします。ただし、お客様が当該請求をし得ることとなった日もしくはSEO関連サポートの月額料金が最後に支払われた月の翌月1日のうち、いずれか早い日から3か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、お客様はその権利を失うものとします。

- (1) お客様が契約しているSEO関連サポートの「プラン」の月額料金を算出します。
- (2) 前号の額に債務不履行にかかる個別メニューの本件指定月数を乗じた額を算出します。
- (3) 前号の額にお客様が利用できる未使用の当該個別メニューの回数に乗じて算出した額を限度として損害の賠償をします。

第36条（WEB更新サービスの内容）

1. WEB更新サービスの内容は、次の各号の通りとします。なお、WEB更新サービスの具体的内容は本規約が記載された弊社所定の申込書その他弊社がお客様に通知する書面にて特定するものとします。
 - (1) お客様から弊社に対して文書・画像のデータ等（以下「本件素材」という。）の提供があった場合に、弊社がお客様指定のサーバに接続し、本件コンテンツを本件素材に沿って修正するサービス。
 - (2) 前各号に附帯関連するサービス。
2. 本サービスの提供区域は日本国内とします。

第37条（WEB更新サービスの仕様）

1. WEB更新サービスは既に存在するお客様のウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）内の文書・画像を本件素材に差し替えて本件コンテンツとすることが原則であり、弊社は新たにデザインなどを行う義務を負いません。
2. WEB更新サービスの月間の提供回数は弊社が別途定めるところによるものとします。お客様が現実に月間に利用されたWEB更新サービスの回数が上限回数未満であっても残余の提供回数は翌月に繰り越されることはなく、WEB更新サービスの料金も払い戻しはされないものとします。
3. 本件素材の容量・デザイン・使用色の数・文字数・フォントなどの詳細な制約条件については別途弊社が定めるところによるものとします。万一、現実にWEB更新サービスの提供内容を確定する際に、当該内容がこの制約条件を超える作業を要することが判明したときは、弊

社は別途料金をお客様に請求するものとします。

4. お客様は本件素材が第三者の権利を侵害していないことを確認のうえ、弊社に提供するものとし、弊社は WEB 更新サービスの提供にあたって本件素材が第三者の権利を侵害していないことを確認する義務を負わないものとします。なお、弊社において本件素材が第三者の権利を侵害していることが判明したとき、侵害しているおそれがあると判断したときは当該本件素材を WEB 更新サービスの対象とすることを拒絶することが出来るものとします。
5. WEB 更新サービスの実施にあたり、お客様は弊社に本件コンテンツの FTP 情報（アドレス・接続アカウント ID・パスワード）等を提供し使用を認めるものとします。
6. 本件素材もしくは本件コンテンツに関して第三者よりクレームその他の請求がされたときは、お客様は自己の責任と費用でこれを解決し、弊社その他の第三者に迷惑をかけないものとします。

第 38 条（規定援用）

本規約第 16 条から第 22 条及び第 45 条の規定は WEB 更新サービスに関して準用するものとし、この場合、本規約第 16 条から第 22 条及び第 45 条の規定中、「コンテンツ作成サービス」とあるのは「WEB 更新サービス」と、「本件原稿」とあるのは「本件素材」と、それぞれ読み替えるものとします。

第 39 条（契約期間）

1. IT 継続支援サービス（WEB 更新サービス除く）の有効期間は、本規約が掲載されたお申込書が弊社に提出された日（提出日含む。）から 2 年間とします。契約期間満了日の 2 ヶ月前までに弊社の定める方法にて更新拒絶の意思表示がない限り本契約は 1 年間自動的に更新するものとし、以後も同様とします。
2. お客様は、前項の 2 年間ならびに契約更新期間中（以下「中途解約禁止期間」という。）は本規約を中途解約はできないものとします。万一、中途解約をする場合は、中途解約日から中途解約禁止期間満了日に至るまでの本件サービスの定額利用料金を違約金として支払うものとします。但し、弊社が別途損害賠償請求することを妨げないものとし、お客様は、当該損害賠償請求の金員を請求後直ちに支払わなければならないものとします。
3. WEB 更新サービスの契約期間は、本規約が掲載されたお申込書が弊社に提出された日（提出日含む。）から最短 6 ヶ月とします。WEB 更新サービスの契約期間は 1 ヶ月前までに、お客様から利用終了の意思表示がない場合、更に 1 ヶ月間継続するものとし、以下も同様とします。但し、本規約が記載された弊社所定の申込書その他お客様が弊社に差し入れる弊社所定の書面にて別段の定めがある場合はこの限りではありません。
4. 本条の定めにかかわらず、弊社はその理由の如何を問わずお客様に対し 30 日前に通知することにより、損害賠償又は損失補償の義務を負うことなく本規約を解約することが出来るものとします。
5. お客様は、本契約又は共用サーバレンタルサービスの利用が終了し、本件コンテンツを第

三者の管理するサービスへ移管する場合は、オースコード (AuthCode) 発行手数料及び事務手数料として金1万円 (税別) を当社へ支払うものとします。

第40条 (ソフトウェアレンタルサービスの内容)

1. ソフトウェアレンタルサービスの内容は次の各号のとおりとします。なお、どのようなシステムがソフトウェアレンタルサービスとして提供されるかは本規約が記載された弊社所定の申込書その他弊社がお客様に通知する書面にて特定するものとします。

お客様が選択したソフトウェア製品 (以下「本件ソフト」という。) のレンタルサービス。本件ソフトの機能の一部若しくは全部を提供するについてASP方式 (サーバファームと呼ばれるデータセンターでアプリケーションを一括稼働し、インターネットを利用してその機能を配信する方式) を利用しているときは、当該システムを弊社がアプリケーション・サービス・プロバイダとしてお客様に提供するサービス。

2. ソフトウェアレンタルサービスの提供区域は日本国内とします。

第41条 (ソフトウェアレンタルサービスの契約期間)

1. ソフトウェアレンタルサービスの契約期間は12ヶ月とします。ソフトウェアレンタルサービスの最低契約期間は12ヶ月とします。但し、本規約が記載された弊社所定の申込書その他お客様が弊社に差し入れる弊社所定の書面にて別段の定めがある場合はこの限りではありません。

2. お客様は、前項の最低契約期間中に本規約に基づく契約の解除、ソフトウェアレンタルサービス利用資格の喪失、ソフトウェアレンタルサービスが休止となった場合は、解除、ソフトウェアレンタルサービス利用資格の喪失、ソフトウェアレンタルサービス休止の日から1ヶ月以内に、解約金として月額料金に前項の最低契約期間の残余月数を乗じた金額を弊社に一括して支払う義務を負うものとします。

3. ソフトウェアレンタルサービスの契約期間が終了する1ヶ月前までに、お客様から利用終了の意思表示がない場合、ソフトウェアレンタルサービスの契約期間は更に12ヶ月間継続するものとし、以下も同様とします。

4. ソフトウェアレンタルサービスの契約期間が満了したとき、甲は本件ソフトの記録媒体を弊社に送料負担にて返却するものとします。

第42条 (使用許諾)

1. 弊社はおお客様に対し、本件ソフトをおお客様の社内業務遂行の目的に限定して使用するための譲渡不能の非独占的使用権を許諾するものです。

2. 前項の使用権の範囲は次の各号に定めるものとします。

(1) 本規約第33条に記載する使用権許諾期間中、お客様は本件ソフトを、弊社が別途指定する環境のパーソナルコンピューター (以下「指定PC」という。) が設置される場所 (以下「指定場所」という。) において指定PCおよび指定環境でのみ使用するものとします。

- (2) 弊社の書面による事前の承諾なく本件ソフトを複製すること、およびリバースエンジニアリングをすることを禁じます。ただし、お客様のバックアップ用としての複製を1部に限り認めます。
- (3) お客様は、弊社の書面による事前の承諾がない限り、本規約に基づく使用权につき第三者に対し使用权を許諾し若しくは譲渡または本件ソフト、本件ソフトの記録媒体若しくはその複製物を第三者に譲渡、転貸若しくは占有の移転をしないものとします。

第43条（使用权許諾期間）

別段の定めがない限り、本件ソフトの使用权許諾は第33条の契約期間と同一とし、本規約の規定により本規約が解除されない限り効力を有するものとします。

第44条（引渡・検査）

1. 弊社は、本規約に基づく契約締結後本件ソフトを指定場所にてお客様に納入し指定PCに設置するものとします。
2. お客様は、前項による納入後1ヶ月以内に、本件ソフトが弊社の定める方法に従い稼働するか否かを検査するものとします。
3. 本件ソフトが前項の検査に合格しない場合、弊社は直ちに無償にて本件ソフトを修補、取り替え、または訂正するものとします。
4. お客様が本条第2項に定める検査が終了するまでに、本件ソフトの機能障害を弊社に通知しない場合、本件ソフトは正しく指定PCにインストールされ、お客様により異議なく受領され、引渡が完了したものとみなされるものとします。
5. 本条第4項の期間内に、お客様が弊社に対し、本件ソフトにつき異議がある旨通知した場合には、本件ソフトが受領されるように弊社は無償にて本件ソフトを修補、取り替え、または訂正する等の措置を行うものとします。
6. 本件ソフト及び本サービスの操作手順を周知しないことによるお客様の社内業務遂行上の障害は、本条第4項に規定する異議事由にはなり得ないことを確認します。

第45条（禁止行為）

お客様は次の各号に該当するようなものを本件コンテンツとして弊社に制作を委託することはできません。

- (1) 第三者を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害するもの。また、人種差別、民族差別、その他人権を無視する内容のもの。
- (2) 第三者の権利、社会的信用、名誉、評判又は利益を侵害し、あるいは、これらを損なうもの。また、告発サイトなど第三者を糾弾する内容のもの。あるいは第三者より内容につき抗議その他の請求がなされているもの。
- (3) ねずみ講、マルチ商法、あるいはネットワークビジネスなど消費者自身に営利目的を持たせる商法の取引にかかわる内容のもの。また、悪徳商法としてマスコミなどに取り上げら

れた商法の取引にかかわる内容のもの。

- (4) 麻薬、武器弾薬、輸入医薬品、その他売買や所持が禁止されている物品や役務の取引にかかわる内容のもの。あるいは法令に違反するもの。
- (5) ポルノグラフィーやアダルト向けコンテンツと判断されるもの。これは、社会通念上、子供が見ることができないようなあらゆる種類のアダルトコンテンツを含みます。また、いわゆる出会い系サイト(出会いを支援する内容が記載されたサイトでアクセスした者同士が交流できるようになっているもの)にかかわる内容のもの。
- (6) 暴力的表現のものや犯罪を取り扱うもの。また、自殺、自傷行為、薬物依存、汚物嗜好、猟奇趣味、コンピュータウィルス等の有害なプログラム、海賊版ソフトウェア、暴走族、少年非行、暴力団、任侠道、法律の抜け道などを取り上げたもの。あるいはプロ株主の運動、政治運動、住民運動などを取り上げたもの。また、選挙運動にかかわる内容のもの。
- (7) スпамメール(不特定多数に向けて一方的に送付される広告メール)の拠点となるもの(リターンメールの宛先となっているものを含みます)。また、CGI、SSI等でサーバに多大な負荷をかけるもの。
- (8) 単なる広告の掲載にとどまらず、複数の事業者が共同で一つのウェブページを運営するもの。あるいはいわゆるサイバーモール(電子商店街)に該当するもの。
- (9) その他上記に準ずると弊社が判断したもの

第46条(本サービスの利用設備)

1. お客様は、自己の費用と責任において、弊社が定める仕様・条件にてパソコンなどの設備(以下「お客様設備」という。)を設置・設定し、お客様設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. お客様は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用してお客様設備をインターネットに接続するものとします。
3. お客様設備の一部又は全部を弊社がお客様に提供した場合でも、次の各号の事由が生じたときは、弊社は本サービスの提供債務の不履行責任をお客様に対して負わないものとします。
 1. お客様設備の不具合・瑕疵に起因があるとき。
 2. 前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合があるとき。

第47条(バックアップ)

1. 弊社はお客様が安全・快適に本サービスを利用できるよう商業的に合理的な範囲で努力をいたしますが、それらは本サービスの稼働が中断されないこと、もしくはその実行に誤りが無いこと、または、すべての誤りが修正されること、コンピュータウィルス等他人の業務を妨害する、またはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを防御し得ること、天災地異その他不測の事態に充分備え得ることを保証するものではありません。従って、お客様はこれから情報の喪失、改変、破壊等の危険が内在することを理解し、本サービスの利用にあたって

作成・保管・記録等するファイル、データ、プログラムその他のデータ等の全て（以下「お客様データ」という。）を自らの責任において利用し、保管・管理し、かつ、バックアップを取らなければならないものとします。

2. 弊社は、弊社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、お客様等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行い、あるいはお客様データを一時的にバックアップする場合があります。ただし、当該バックアップは、お客様データの保全を目的とするものではなく、仮に弊社がお客様からの当該バックアップデータの提供要求に応じる場合であっても、弊社は、当該データの完全性等を含め何らの保証をしません。
3. お客様が前1項に定めるお客様データをバックアップしなかったことによってお客様その他の第三者が被った損害について、弊社は損害賠償責任を含め何らの責任を負わないものとします。
4. 弊社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）に定める開示請求があった場合、前項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。

第5章 通則

第48条（本サービスの中断）

弊社は、次に該当する場合にはお客様に対し事前に連絡することなく本サービス及び第1条第1項3号、4号、5号に定めるサービス（以下「本サービス等」という。）を一時的に中断する場合があります。また、弊社は本サービス等の提供について遅延または中断が発生したとしても、これに起因するお客様または他の第三者が蒙った損害について一切の責任を負わないものとします。お客様は本サービス等の中断によりお客様データが喪失、破壊される場合があることを理解し、弊社に対し当該喪失、破壊に基づく損害賠償等の請求をしないものとします。

- (1) 運用のシステムの保守、点検、修理、変更を定期的にまたは緊急に行なう場合
- (2) 弊社または弊社が利用する電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき
- (3) 弊社または弊社が利用する電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき
- (4) 火災、停電などにより提供ができなくなった場合
- (5) 地震、噴火、洪水、津波などの天災により提供ができなくなった場合
- (6) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議などにより提供ができなくなった場合
- (7) 弊社の過失によらないサーバー・ソフトウェアの障害が生じた場合
- (8) その他、弊社が運用上、技術上一時的な中断を必要と判断した場合

第49条（本サービス等の停止）

弊社は、お客様が次の項目のいずれかに該当する場合には、本サービス等の提供を何ら事前

に通知または催告することなく停止できるものとします。

- (1)本サービス等の利用料金、または遅延損害金等を支払期限が経過してもなお支払わない場合
- (2)本規約に違反する、またはそのおそれがあると弊社が判断した場合
- (3)その他弊社が合理的理由により不相当と判断した場合

第50条（賠償責任）

- 1 お客様は、本規約に違反することにより、または本パッケージを利用することに関して、第三者から弊社またはお客様にクレームがあった場合、もしくはお客様と第三者との間で紛争が発生した場合は、全てお客様の責任により誠実にかつ遅滞なく解決を図り、弊社には一切の負担、迷惑をかけてはならないものとします。
- 2 お客様は、本契約期間中及び期間満了後も弊社の名誉を傷つけ又は弊社の事業運営に支障をきたす情報漏洩、風評の流布、批判等によって弊社の営業の妨害を行ってはならず、弊社が当該妨害をお客様より受けたと判断した場合、弊社はお客様にその損害賠償を請求しお客様はこれを賠償しなければならないものとします。

第51条（免責等）

1. 弊社は、本パッケージを本規約の各条項の定めに従い「現状」のまま提供し、お客様の使用に供するものとします。但し、弊社はお客様に対して本パッケージを使用するために必要な本パッケージに含まれないコンピュータ、通信機器その他の機器を提供するものではありません。
2. 弊社は、本規約に基づき弊社がお客様に提供する本パッケージがお客様の企図したとおりに働くこと、お客様が企図した時期に提供されること、本パッケージがお客様の特定の目的に適合すること、期待する機能、商品的価値、有用性を有すること、不具合が生じないこと、取引過程または取引慣行により生じる保証を含め、明示的にも黙示的にもお客様に何らの保証をいたしません。
3. 本パッケージが利用できなかったこと、お客様が企図したとおりに利用できなかったこと、本パッケージを利用したことにより発生したお客様または第三者の損害全てに対し、本規約に定め類外に弊社はいかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。
4. 本規約の定めにかかわらず、弊社がお客様に対して法的に何らかの賠償責任を負う場合であっても、その全ての場合において弊社の損害賠償責任は、現実、直接かつ通常の損害に限られるものとします。
5. 弊社は、附帯サービス及び第6条5項に定めるASPサービスに誤りがないこと、または、すべての誤りが修正されること、コンピュータウィルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを防御し得ること、天災・事変その他不測の事態に充分備え得ることを保証するものではありません。

6. お客様は弊社による事前の同意が無い限り、本規約上の権利、義務を第三者に譲渡もしくは移転又は附帯サービス及び第6条5項に定めるASPサービスを再販する事はできません。
7. 弊社は附帯サービス及び第6条5項に定めるASPサービスの全部又は一部を弊社の選定した第三者によって行なわせる事ができるものとします
8. 本件ソフトや第6条5項に定めるASPサービスがSEO（検索エンジン最適化）に関するものである場合、それらによって提供するアドバイスが最新で適切なものとなるよう弊社は商業的に合理的な最善の努力をいたしますが、それらは検索エンジン最適化の業務に携わることによって得た経験則に基づくものであり、各検索エンジンサイトにおける検索プログラムの仕様変更や運営ポリシーの変更に正確・完全に対応できたり、それに起因する不測の事態に充分備え得ることを保証するものではありません。お客様は本項の内容を了解のうえ、本規約に基づく契約を締結するものとします。
9. 個人情報を含むお客様の登録した情報を弊社が削除したり、お客様資格を抹消したり、本サービスを停止、中断、中止等したりした場合であっても、弊社は事由の如何を問わず一切の損害賠償義務を負わないものとします。
10. 本サービスの利用によりデータ・ファイルが送受信されることによって、お客様のネットワーク及びソフトウェアへの干渉や機能衝突がないことについて弊社は一切保証をおこなわないものとします。
11. 弊社は、お客様による本サービスの変更または解約等により生じたデータの破損・紛失等について一切の責任を負いません。
12. 本サービスがSEO（検索エンジン最適化）に関するものである場合、それらによってお客様に提供する内容が最新で適切なものとなるよう弊社は商業的に合理的な最善の努力をいたしますが、それらは検索エンジン最適化の業務に携わることによって得た経験則に基づくものであり、各検索エンジンサイトにおける検索プログラムの仕様変更や運営ポリシーの変更に正確・完全に対応できたり、それに起因する不測の事態に充分備え得ることを保証するものではなく、弊社は初期費用・月額料金の返還を要しません。お客様は本項の内容を了解のうえ、本規約に基づく契約を締結するものとします。
13. 弊社は、お客様に発生した機会の逸失、業務の中断、期待した利益が得られなかったこと、および前項に記載する以外のあらゆる種類の損害（間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含みますがこれらに限られません）に対して、たとえ弊社がかかる事態が発生する可能性を事前に通知されていたとしても、いかなる責任も負わないものとします。
14. 弊社は、回線またはお客様の機器及び電力障害等に起因する通信不良、遅延、誤送または、第三者によるシステムの運営障害について責任を負わないものとし、自然現象、労働紛争その他の産業騒乱、人為的過誤過失、システム全体にわたる電力・公共サービスの故障、通商停止、暴動、政府の行為もしくは命令、テロ行為、および戦争等その他弊社の責によらない障害すべてについて、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第52条（期限の利益喪失及び契約の解除）

1. お客様が次の各号の一にでも該当したときは、弊社からの催告を要せず通知によりお客様はこの規約に基づく期限の利益を失い、本件機器もしくは本件ソフト（両方の場合も含む）の売買代金（本規約が掲載されたお申込書記載の金額あるいは本規約第4条2項の金額）の残額及び本契約期間満了に至るまでの本サービスの利用料から既払いの利用料を控除した金額、その他弊社に対する債務（中途解約日時点で債務は発生しているが、未請求の債務も含む）の合計額を直ちに現金で弊社に支払うものとします。この場合、既に支払済みの売買代金、本サービスの利用料及び初期費用等は事由のいかんを問わず、一切返還されないものとします。
 - （1） 期間を定めた弊社の催告にもかかわらず、お客様から本件機器もしくは本件ソフト（両方の場合も含む）の売買代金（本規約が掲載されたお申込書記載の金額あるいは本規約第4条2項の金額）が支払われないとき。
 - （2） この規約もしくは第6条5項に定めるASPサービスの規約の一にでも違反したとき。
 - （3） 仮差押、差押もしくは競売の申請または破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立てがあったとき。
 - （4） 強制執行・担保権の実行としての競売・滞納処分を受けたとき
 - （5） 租税公課を滞納して処分を受けたとき、または保全処分を受けたとき。
 - （6） 自ら振出した、または引き受けた手形・小切手が不渡りとなったとき。
 - （7） 取引停止または営業を廃止したとき。
 - （8） 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
 - （9） 前各号のいずれかの事由が発生するおそれがあるとき。
2. お客様が前項各号の一にでも該当した場合には、弊社は催告を要せず通知により本規約に基づく契約及び第6条5項に定めるASPサービスの規約に基づく契約を解除することができるものとします。
3. お客様は前項の解除によって生じた一切の損害を弊社に賠償するものとします。

第53条（前条の場合の措置）

1. 前条第1項の規定によりお客様が期限の利益を失った場合は、弊社、本件ソフトメーカー、提携先企業は、附帯サービス及び第6条5項に定めるASPサービスの提供を中止することができるものとします。
2. 前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、お客様は直ちに本件機器もしくは本件ソフト（両方の場合も含む）を弊社の指定する場所に返還するものとします。
3. 前各項の場合、弊社、本件ソフトメーカー、提携先企業はサービスを中止することについて本規約第14条の責任を負わないものとします。

第54条（契約終了後のデータ等）

1. 本規約が終了した場合、お客様は、本契約に基づき弊社から渡された書類及びデータ（複製を含む）のすべてを返還ないし廃棄するものとします。
2. 前項の場合、弊社は、弊社のシステム内、サーバ内のお客様のウェブサイト及びプログラム並びにデータを削除するが、その際お客様に確認する義務を負わないものとし、削除を行うことにお客様は異議を申し立てることができないものとします。
3. お客様は弊社に対し、書面によりお客様が登録したデータ等の引渡しを求めた場合、有料でその引渡しを受けることができるものとする。但し、何らかの理由で引渡しが不可能と弊社が判断したときは、お客様は弊社に当該データ等の引渡しを請求できないものとします。

第55条（遅延損害金）

お客様が料金の支払を遅滞した場合は、支払期日翌日から完済に至るまで支払うべき金額に対して年率14.6%（この場合1年を365日とする日割計算とします。）の遅延損害金が発生するものとします。

第56条（債権管理）

弊社は、本規約に基づく弊社のお客様に対する債権の管理業務を、自己の裁量で債権回収会社または弁護士に委託することができるものとします。

第57条（個人情報）

1. 本条にいう個人情報とはお客様本人もしくはお客様の代表者個人、連帯保証人、ご担当者に関する次の情報（以下「個人情報」という。）をいうものとします。
 - (1) 氏名、生年月日、住所、電話番号等、お客様が本規約に基づく取引の際に弊社、本件ソフトメーカー、提携先企業、クレジット会社、リース会社（以下「弊社等」と総称します）に届け出た事項。
 - (2) 申込日、月額リース料、月額割賦金、リースもしくはクレジット契約の年数等、弊社等の契約内容に関する事項。
 - (3) 保守サービスの提供履歴、苦情処理履歴、リースもしくはクレジット契約の支払い状況等、弊社等との取引内容に関する事項。
2. 弊社（第6条5項に定めるASPサービスを本件ソフトメーカーが提供するときは本件ソフトメーカーも含むものとします）は本規約所定の義務履行のため弊社子会社、弊社親会社、弊社親会社の関連会社、取引先事業者、弊社代理店、クレジット会社もしくはクレジット会社、本件機器の製造者、本件ソフトメーカー（以下、総称して「本事業者」という。）に対し第三者提供をする目的で個人情報を利用し保存管理します。このほか個人情報は弊社が次の目的で利用するものとします。
 - (1) 顧客情報としての利用。
 - (2) マーケティング活動もしくは商品開発をするための利用。
 - (3) 広告、買物情報、エンターテインメント情報、その他有益な情報を提供するための利用。

(4) 自社取扱い商材・サービスのご案内・勧誘のための利用

3. 前項の場合、弊社は個人情報を紙媒体、電磁的記録媒体、光学的記録媒体に記録して送付する方法で本事業者提供に提供するものとします。なお、この場合お客様が当該情報提供について中止を申し出た場合、弊社等は合理的な範囲でこれを中止します。(中止の申し出は弊社等が明示する相談窓口へ連絡するものとします。)
4. 弊社は、個人情報の管理には最大限の努力を払いますが、万が一、第三者による故意の盗用・使用等により生じた情報漏洩やお客様の損害すべてに対し、いかなる責任も負わないものとします。
5. 弊社は本規約所定のサービス提供の一部又は全部を第三者に委託する場合に、当該サービス提供に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託するものとします。
6. 弊社の定める方法でお客様から利用目的の通知請求、開示請求、訂正等の請求、利用停止等の請求がある場合には、弊社は請求があったお客様本人に関する情報の開示、訂正等を行います。なお、これらの請求は以下に連絡するものとします。

株式会社ヴィクセス 〒536-0011 大阪市中央区本町1丁目4番8号

電話番号 0120-950-003

利用目的の通知、開示の請求につきましては、以下の通り手数料を頂くものとします。

1 本人 (1 情報主体) の申請ごとに、700 円

7. 手数料の支払方法は、700 円分の郵便切手を申請書類に同封して頂くものとします。なお、手数料が不足していた場合、および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示の求めがなかったものとして対応させて頂くものとします。

第58条 (弊社の権利の譲渡等)

1. お客様は本契約における地位及び権利を第三者に譲渡または貸与、付与してはならないものとします。但し、お客様の事業の譲渡に伴う本サービスの利用者変更を行う場合はこの限りでない。なお、本サービスの利用者変更はお客様が弊社に申込み、弊社が承諾することで成立するものとします。
2. 弊社は、弊社子会社・兄弟会社などの弊社グループ会社及び親会社とそのグループ会社、金融機関、その他第三者に対して、本契約に基づく権利の全部又は一部を譲渡することができるものとし、お客様はあらかじめこれに異議なく承諾するものとします。

第59条 (通知の効力)

1. 弊社からお客様に対する通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、お客様が予め弊社に通知した住所、アドレス宛の電子メールないし WEB(ウェブ)により行うものとする。但し、通信障害等やむをえない事態が発生した場合は弊社が適切と考える他の方法で行うものとします。
2. 弊社からお客様への電子メールは、お客様への実際の到着の如何にかかわらず弊社の送信行

為開始時点から原則48時間をもってお客様に通知が到達したものとします。但し、本規約中に別段の定めがある場合および前項但し書きの場合を除くものとします。

- 3 お客様は弊社からの通知の有無およびその内容を確認するため、弊社からの電子メール到着及び弊社所定のウェブサイトを毎日1回は閲覧するものとします。
- 4 お客様は本規約に基づき弊社へ届け出た氏名、名称、商号、住所、本店もしくはその他の重要な事項を変更する場合は、事前に弊社に対して弊社所定の様式をもって通知するものとします。
- 5 お客様は弊社の何らかの行為を必要とするコンテンツ、またはメールアドレスの変更を行う場合、事前に弊社に通知し、その承諾を得なければならないものとする。これらの通知および承諾は弊社所定の様式による電子メールもしくは書面、WEB(ウェブ)によるものとします。
- 6 お客様が本条第4項の通知もしくは第5項の承諾取得を怠ったことにより生じたお客様の損失その他の負担について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第60条 (特約事項)

この規約条項と異なる事項、またはこの規約に定めのない事項については、お客様と弊社協議のうえ法令ないし商慣習に従って善処するものとします。

第61条 (合意管轄)

本規約および第6条5項に定めるASPサービスに関する訴訟の管轄裁判所は、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審管轄裁判所とします。

第62条 (規約の変更)

1. 弊社は事前の通知をすることなく本規約を変更することができるものとする。この場合、弊社はお客様に対して、適宜の方法で通知するか、弊社ウェブサイトの所定の位置に掲示を行うものとします。
2. 前項の通知もしくは掲示を行った後3日以内にこれに対する意義も申し出なかった場合は、お客様は新しい規約を承認したものとみなし、通知もしくは掲示を行った日から本規約が適用されるものとします。

以上。

制定日 平成27年2月16日

改定日 平成29年9月13日